

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

岩国市水道局より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります！

●令和元年10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間と申請期間が異なります（下表参照）

※**期間内に指定の更新がなされない場合は失効**となりますのでご注意ください。

| 指定を受けた日 | 有効期間 | 初回更新の申請期間 |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 平成10年4月1日～平成11年3月31日 | 合併前に各市町村で指定を受けた事業者のみなさまについては、岩国市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成18年3月20日施行)により、 平成18年3月20日(合併日)が指定を受けた日 となります。 | |
| 平成11年4月1日～平成15年3月31日 | | |
| 平成15年4月1日～平成19年3月31日 | 3年 | 令和3年10月1日～令和4年9月29日 |
| 平成19年4月1日～平成25年3月31日 | 4年 | 令和4年10月1日～令和5年9月29日 |
| 平成25年4月1日～令和元年9月30日 | 5年 | 令和5年10月1日～令和6年9月29日 |

岩国市水道局では**令和3年10月1日より**更新申請の受付を行う予定です。申請期間については、手続きの平準化のため、上記からさらにグループ分けをして実施する予定です。ダイレクトメールにて更新対象となる指定給水装置工事事業者さま宛てに、改めて通知文を送付させていただきます。

※**なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご注意ください。**

○指定更新の要件は**新規指定と同様**となります。

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)及び誓約書(様式第2)
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)
- 〈厚生労働省令第18条に準拠〉

●その他、確認する事項(右の◎のとおり)

●更新に係る事務手続き手数料

- ・10,000円(岩国市水道条例第33条による)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

- i.指定給水装置工事事業者講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii.給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認用資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講修了証等
- ※自社内研修は不要
- ・配管技能の資格等

◇更新申請についてのお問い合わせは

岩国市水道局工務課管理係 TEL:0827-22-1198